

## 徴収（換価）猶予制度について

### 1 徴収（換価）猶予について

猶予が認められると、次のような効果があります。

- (1) 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分の執行を受けません。
- (2) 既に差押えを受けている財産がある場合には、申請することによりその差押えが解除される場合があります。
- (3) 徴収の猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

### 2 申請のための提出書類

#### 徴収（換価）猶予申請書

「一時に納付することができない事情の詳細」の欄は、納付が困難な理由をできる限り詳しく記入してください。

#### 財産収支状況書（猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合は財産目録及び収支の明細書）

#### 災害などの事実を証する書類（徴収猶予の場合）

- ・ 退職・離職 離職証明書、雇用保険受給資格者証の写し（両面コピー）
- ・ 災害又は盜難 罹災証明書、盜難の被害届の写しなど
- ・ 病気又は負傷 医師による診断書、医療費の領収書など

#### 担保の提供に関する書類（担保提供が必要な場合）

### 3 担保の提供

猶予の申請をする場合は、原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。ただし、次に該当する場合は担保を提供する必要はありません。

- ・ 猶予を受ける金額が100万円以下である場合
- ・ 猶予を受ける期間が3か月以内である場合
- ・ 担保として提供することができる種類の財産がないといった事情がある場合  
【担保として提供することができる主な財産の種類】
- ・ 国債や岡崎市長が確実と認める上場株式などの有価証券
- ・ 土地、建物 岡崎市長が確実と認める保証人の保証

### 4 申請の審査

提出された申請書等について審査を行い、徴収猶予の許可又は不許可について通知します。

申請に当たり次の場合には徴収猶予は適用されませんので御注意ください。

- ・ 必要な書類の添付がない場合
- ・ 申請書等の記載内容に不備がある場合（記載内容に不備がある場合は市からその不備について補正（訂正）を求めます。その補正がなされない場合は、徴収猶予は適用されません。）